

危険物施設等の保安に関する診断

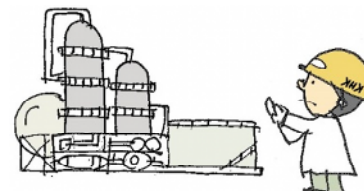
- 大丈夫ですか？あなたの会社の自主保安体制！ -



災害対応 演習

1 「危険物施設等の保安に関する診断」とは？

危険物施設等を保有する事業所の自主保安に対する取り組みについて、第三者機関として危険物施設又は特定防災施設若しくは自衛防災組織等の維持管理に関する状況を確認し、診断及び評価を行うことにより、当該事業所の危険物施設の安全な維持管理に寄与するとともに、自主保安の向上及び事故防止に資することを目的としています。




国の施策

- ◆ 「石油コンビナート等における災害防止対策検討関係省庁連絡会議報告書（平成26年5月）」において、『自主保安向上を図る上で、関連団体や民間企業等の第三者機関が行っている評価・認定制度を活用することは効果的である。』として、危険物保安技術協会の保安診断等が例示されました。
- ◆ 「危険物等に係る事故防止対策の推進について」（平成28年3月28日付け消防危第45号）で示された「平成28年度危険物等事故防止対策実施要領」において、『必要に応じて第三者による客観的な評価や社外との情報交換等を活用することにより、多角的かつ継続的に安全確保方策の充実に努めることが重要。』とされました。
- ◆ 「石油コンビナート等石油化学関連事業所における災害の防止に向けた取組について（令和2年3月6日）」において、『大規模自然災害等の複合災害を含む多様な事項状況に応じたより実践的状況判断力を向上させるため、シナリオ非提示型（ブラインド型）訓練を含めた災害対応訓練の実施に取り組んでいただきたい。なお、訓練を充実させるためには、訓練支援業務の外部委託の導入などが有効。』とされました。

2 「危険物施設等の保安に関する診断」の内容は？

「危険物施設等の保安に関する診断」には、「保安診断」、「再発防止対策診断」及び「特定保安診断」の3種類があります。それぞれの診断内容及び活用事例については次に示すとおりです。

種類	診断内容	活用事例
保安診断 	自主保安体制の基本項目（全部、又は一部）について、診断及び評価を行います。	・事業所における火災防止、防災強化を図るために活用。 ・堺市消防局の「危険物施設等における変更工事の確認届に係る認定制度」や、四日市市消防本部の「危険物製造所等における変更工事等届出認定事業所に関する要綱」における認定要件の1つとして当協会による診断結果を活用。
再発防止対策診断	事故の再発防止対策について、診断及び評価を行います。	消防機関が使用停止命令解除の判断材料の1つとして、当協会の診断結果を活用。
特定保安診断	事業所の要望に応じた安全性の診断及び評価を行います。	・事業所が非定常作業のリスクアセスメントの結果に基づき作成した作業手順書の検証に活用。 ・保安診断等の結果から改善した状況の検証に活用。（レベルアップ診断） ・消防機関が危険物施設の設置許可等の判断材料の1つとして、当協会の診断結果を活用。



危険物保安技術協会

Hazardous Materials Safety Techniques Association

3 保安診断で確認された不適切事例

変更工事の情報が工事担当部と安全担当部で共有されていない**セクショナリズム**や、社内規程によらず長年の慣習で行われている点検作業の**マンネリ化**などは、事業所の自主保安だけではチェックが難しいものと思われます。

最近の大手企業の不正に関するニュースを見ても、「マニュアルによらない不正な検査が常態化し、管理者層はこの状況を把握していなかった。」などが報道されていますが、過去の保安診断においてもセクショナリズムやマンネリ化に起因する不適切事例が確認されています。

不適切事例

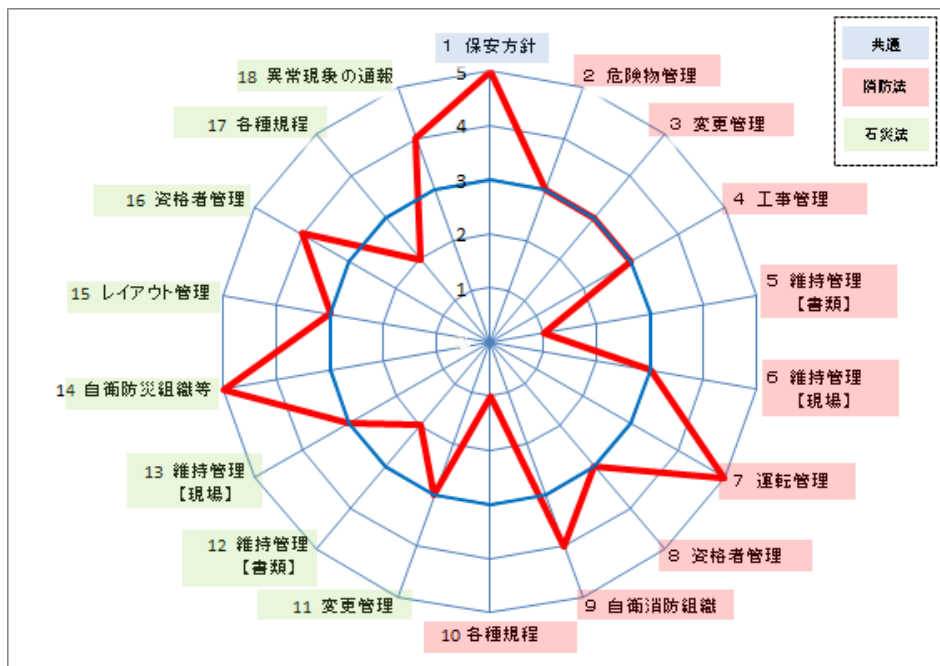
- 予防規程や防災規程に定めなければならない事項が定められていなかった。
- 内部規程で定められていた点検実施者と実際の点検実施者が異なっていた。さらにこの点検実施者は資格を有していなかった。
- ポンプ設備がないにも関わらず、ポンプ設備の点検結果に「○」（適）が付けられていた。
- 定期点検結果を責任者が確認することなく、担当者任せになっていた。
- 第4類第1石油類を取り扱っている分析室の電気設備が防爆構造ではなかった。

4 保安診断の診断項目と評価

保安診断は、各事業所の保安方針、維持管理や運転管理の状況等について、危険物に関する専門知識を有した消防実務経験者により、書類（社内規程等）と現場の両面から診断・評価を行います。

診断項目は、「共通」、「消防法」、「石油コンビナート等災害防止法（石災法）」に分かれて全18項目あり、危険物事故の上位を占める主原因に対応しています。

評価結果は、18の診断項目（石油コンビナート区域外の事業所は10項目）について、5点法によりレーダーチャートで表し、自主保安の弱点を“見える化”します。また、改善の必要な事項があった場合には、その改善方法を提案します。



レーダーチャート化した保安診断の評価結果の例

※診断項目は選択できます。

※18項目以外でも要望に応じて診断項目に追加できます。

5 災害対応演習のご案内

ご要望に応じて、保安診断にプラスして、事業所の危機管理能力、保安・防災力の向上のための災害対応演習を実施します。

従業員の皆さまを対象に防災規程などの社内規程等に準じた初動対応、災害時の役割分担に基づく活動要領などについて、災害が発生した際に的確な行動、指揮命令系統が取ることができるかを診断し、演習を通して、災害発生時の柔軟な対応力、実践的な訓練方法を身に付けていただくこと、また、日頃実施されている防災訓練方法の見直しや災害対応に関するマニュアルの検証にもご活用いただくことができます。

原則ブラインド方式の演習とし、事業所の施設等にカスタマイズした内容で行うことで、実態に即した自主保安体制の充実、安全確保が図れるものと考えます。



★災害対応演習のメニュー

その1 災害対策本部対応演習

災害対策本部は、災害発生時の司令塔。被害状況等については、迅速に収集、整理できる体制をつくり、外部からの問い合わせに対応するのみではなく、従業員にも逐次情報提供し、周知させることで効果的な運営が必要となります。

プラント火災などの災害想定に基づき、コントローラーとプレイヤーに分かれ、ロールプレイング訓練をとおして、災害対策本部要員の指揮管理能力、効果的な運営の向上を目指します。

夜間、休日体制での対応もチェックします。



その2 防災要員初動対応演習

火災などの災害想定に基づき、防災要員の初動対応（駆け付け～出勤～放水準備完了など）について実際の活動を診断します。



その3 全所的な災害対応演習

タンク火災や危険物の漏えいなどの災害想定に基づき、事業所全体での災害対応状況について診断します。ブラインド方式とすることで、より実践的な活動となり、事業所の災害対応マニュアルの見直しを図ることができます。



当協会では、上記災害対応演習の他に「緊急記者会見演習」「副防災管理者研修会」「危険物基礎研修会」の出前出張研修会も行っております。

6 保安診断を受診した事業者の声

- ◆ 自社の視点では気が付かないポイントが多くあり参考になった。
- ◆ 社内規程やマニュアルと現場作業等の整合性チェックは社内の管理体制だけでは難しく、第三者によるチェックが有効であった。
- ◆ ブラインドによる災害初動対応演習により、本番さながらの防災要員の出勤状況を確認できた。



7 これまでの実績

これまでに保安診断を実施してきた事業所は、次のとおりです

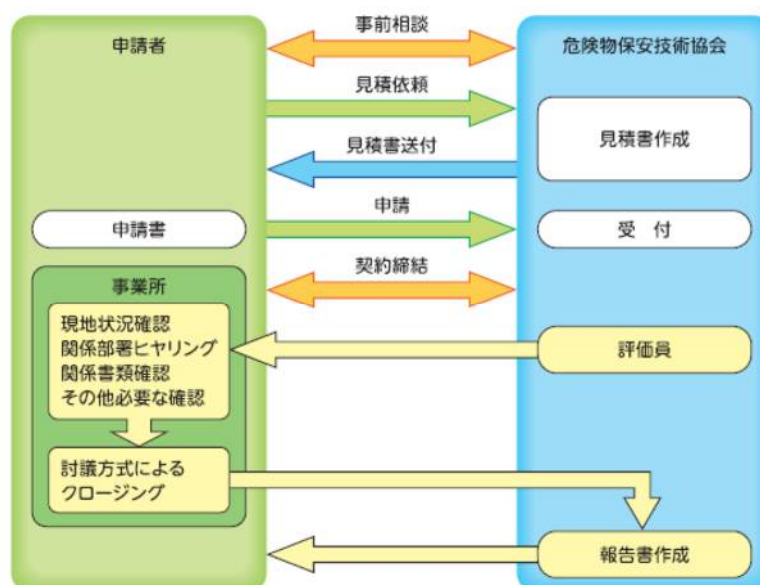
- ◆ ENEOS株式会社 堺製油所
- ◆ コスモ石油株式会社 堺製油所
- ◆ 三井化学株式会社 大阪工場

他、石油コンビナート区域内の製油所・化学工場・大規模石油基地、工業団地内の金属加工工場など

8 保安診断の流れ

保安診断の流れは右図のとおりとなります。

目安として、申請から現地診断まで1ヶ月から2ヶ月程度、現地診断から報告書の提出まで約1ヶ月かかります。



9 手数料

手数料については、保安診断等の対象となる事業所の規模、危険物施設数や保安診断を実施する項目などにより異なることから、事前相談の内容に応じて算定いたします。

なお、別途、評価員の現地調査に係る旅費等が必要となります。

御社の自主保安の向上のために、当協会の「危険物施設等の保安に関する診断」をご活用下さい。

【お問い合わせ先】

危険物保安技術協会 企画部企画課 TEL 03-3436-2356 / FAX 03-3436-2251

E-mail kikaku@khk-syoubou.or.jp